

所 管 事 項 調 査

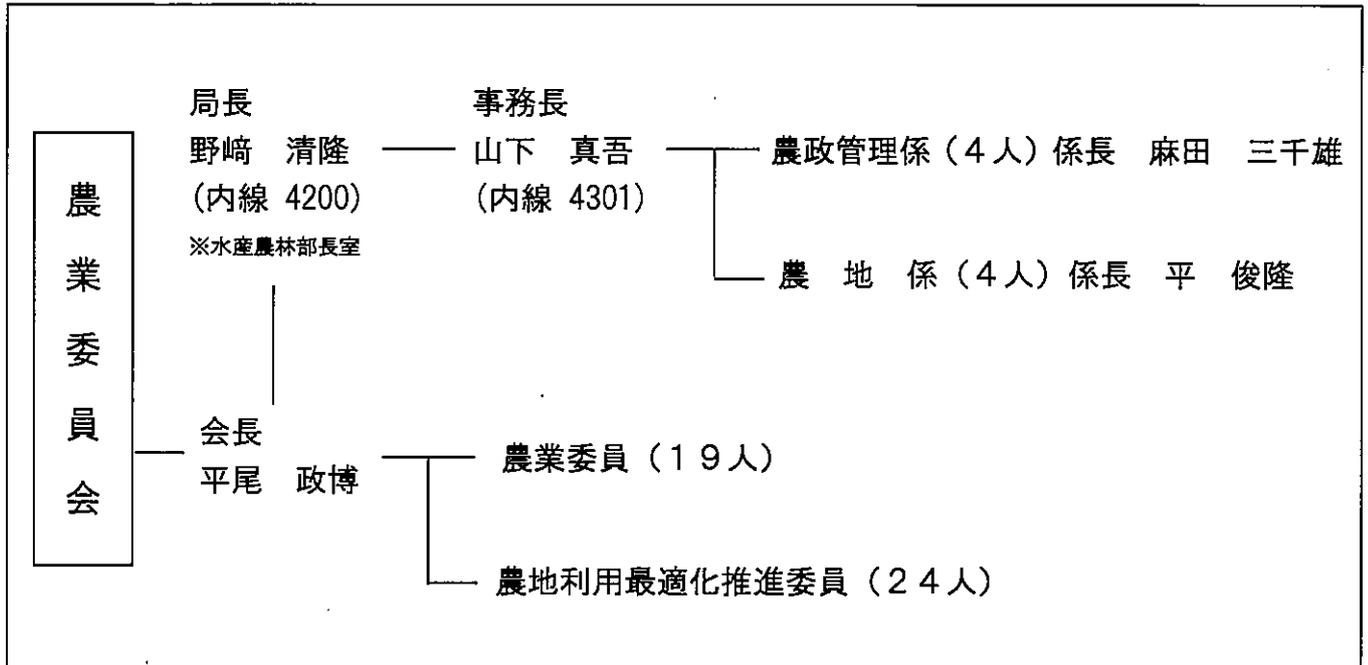
目 次	ページ
1 機構	1
2 構成	1
3 委員名簿	2 ~ 3
4 農業委員会の事務	4
5 農業委員会における審議事項	5 ~ 7
6 農地利用の最適化の推進	8

令和元年6月

農業委員会

1 機 構

(平成 31 年 4 月 1 日現在)



2 構 成

(1) 農業委員会の委員構成

委員の区分	人 数		備 考
	定数	実数(※)	
農 業 委 員	19人	17人	推薦・公募により候補者を求め、選定審査会による選定後、議会の同意を得て、市長が任命する。
農地利用最適化推進委員	24人	24人	推薦・公募により候補者を求め、農業委員会総会にて選定し、農業委員会により委嘱する。
計	43人	41人	

・農業委員は、現地調査等の際は居住地区（6地区）の区域を担当する。

・農地利用最適化推進委員は、それぞれ担当する地区において活動する。（旧長崎地区4名、東長崎地区4名、茂木地区4名、式見・三重・外海地区3名、琴海地区5名、三和・野母崎地区4名）

※ 令和元年6月1日現在

(2) 運営委員会の構成

構成区分	会 長	会長職務 代理者	会長及び会長職務代理者が 担当する区域以外の4地区	中立委員	計
運営委員数	1人	1人	4人	1人	7人

(3) 小委員会の構成

小委員会名称	構成委員数
遊休農地対策検討委員会	10人

3 委員名簿

○農業委員会委員（17人）

（令和元年6月1日現在）

	氏名	居住地区	認定農業者	中立委員	備考
1	岩 笨 隆	旧長崎地区	○		
2	後 山 裕 義	東長崎地区			
3	小 川 博	茂木地区	○		
4	幣 山 安 敏	式見・三重・外海地区			運営委員
5	上 川 滿 治	茂木地区	○		
6	田 草 孝 廣	三和・野母崎地区	○		
7	嶋 越 祝 子	東長崎地区			
8	家 簡 亜 也 子	中立委員		○	運営委員
9	野 口 栄 孝	茂木地区	○		
10	草 尾 鼓 博	琴海地区	○		会長・運営委員
11	松 尾 隆 治	東長崎地区	○		
12	松 笨 正 登	東長崎地区			会長職務代理者・運営委員
13	森 山 安 男	琴海地区	○		
14	柿 川 八 百 秀	旧長崎地区			運営委員
15	山 口 邦 後	三和・野母崎地区			運営委員
16	山 口 真 佐 栄	茂木地区	○		運営委員
17	山 脇 賢 雄	琴海地区			

・任期：平成29年7月20日～令和2年7月19日

○農地利用最適化推進委員（24人）

（令和元年6月1日現在）

	氏名	担当地区	備考
1	赤瀬 孝則	東長崎地区	
2	井川 義英	式見・三重・外海地区	
3	池田 憲二	東長崎地区	
4	岩橋 一久	旧長崎地区	
5	琴村 秀喜	琴海地区	
6	岩尾 智己	式見・三重・外海地区	
7	蒲川 英敏	旧長崎地区	
8	尾崎 正孝	東長崎地区	
9	川田 正勝	式見・三重・外海地区	
10	城戸 莉美	東長崎地区	
11	久保 正	琴海地区	
12	柴原 憲	三和・野母崎地区	
13	田中 幹生	琴海地区	
14	中村 毅皓	旧長崎地区	
15	中山 辰也	茂木地区	
16	濱口 雅洋	琴海地区	
17	松野 安彦	琴海地区	
18	松本 賢肇	三和・野母崎地区	
19	三浦 孝路	三和・野母崎地区	
20	窪 憲肇	茂木地区	
21	村田 美津枝	茂木地区	
22	森部 ルミ子	三和・野母崎地区	
23	山崎 実男	茂木地区	
24	山下 和孝	旧長崎地区	

・任期：平成29年7月28日～令和2年7月19日

4 農業委員会の事務

農業委員会とは、「農業委員会等に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会である。

農業委員会は、議会の同意を得て市長が任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員で構成されている。

農業委員会の事務は、次の3つに大きく区分される。

(1) 必須事務（法第6条第1項、第2項）

農業委員による合議体の行政機関（行政委員会）として、法6条第1項で定められているのは、農業委員会だけが専属的な権限として行うこととされる事務である。

この事務には、農地の権利移動についての許認可や農地転用の事務を中心とした農地行政の執行をはじめ、農地に関連する税制などの事務も含まれる。

これらの事務は、それぞれの地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の確保とその有効利用をすすめる上で、特に重要となっている。

また、法第6条第2項では、「農地等の利用の最適化」（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を強力に進めていくために、農業委員会の必須事務と位置付けられている。

(2) 任意事務（法第6条第3項）

農業委員会が専属的に所掌する事務ではないが、農業委員会が農業者の公的代表機関として地域農業の振興を図っていくための事務であり、農業者年金の加入推進や農業一般に関する調査活動、情報提供活動に関する事務などを行っている。

(3) 農地等利用最適化推進施策に関する農業委員会の意見の提出（法第38条）

農業委員会の主たる事務である「農地利用の最適化の推進に関する事務」をより効率的かつ効果的に実施するために、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出する義務が課されている。

5 農業委員会における審議事項

(1) 会 議

会 議	会 議 の 内 容
総 会	農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農地の権利移動や転用など農地法等の法令に関する事項、農業委員会の意見を要する付議すべき事項等について、総会を開催して処理する。
運営委員会	総会において円滑な運営を図るため、総会の開催前に運営委員会を開催する。
小委員会	必要に応じて小委員会を設置し、調査検討を行う。

※ 農地法第3・4・5条の事務取扱について

農地法 条 文	適 用 条 件	申 請 区 分		許 可 者	総会での 取 扱 い
第 3 条	農地を相続等した場合	市内全域	届 出	事務局長 専決処分	報 告
	農地を売買・賃貸 借等する場合		許可申請	農業委員会	審 議
第 4 条	自分の農地を農地 以外に転用する場 合	市街化区域内	届 出	事務局長 専決処分	報 告
		市街化区域外	許可申請	県知事	審 議
第 5 条	農地を農地以外に 転用する目的で、 売買・賃貸借等す る場合	市街化区域内	届 出	事務局長 専決処分	報 告
		市街化区域外	許可申請	県知事	審 議

(2) 総会における審議件数

ア 農地法第3条に係る許可申請件数

(農地を売買・賃貸借等する場合の許可申請)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件 数 (件)	36	35	39
面 積 (㎡)	48,220	51,399	51,933

イ 農地法第3条に係る買受適格者証明願件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件 数 (件)	0	0	1

ウ 農地法第4条に係る許可申請件数

(市街化区域外の自分の農地を農地以外に転用する場合の許可申請)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	17	7	10
面積(m ²)	10,841	4,145	6,399

エ 農地法第5条に係る許可申請件数

(市街化区域外の農地を農地以外に転用する目的で、売買・賃貸借等する場合の許可申請)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	35	43	27
面積(m ²)	27,710	33,527	21,884

オ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画作成件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	83 (うち 新規設定 61 再設定 22 変更 0)	73 (うち 新規設定 45 再設定 28 変更 0)	137 (うち 新規設定 103 再設定 34 変更 0)
面積(m ²)	196,305 (うち 新規設定 149,685 再設定 46,620 変更 0)	215,992 (うち 新規設定 126,888 再設定 89,104 変更 0)	322,671 (うち 新規設定 219,825 再設定 102,846 変更 0)

※農地の利用権設定の件数及び面積

カ 農地中間管理事業による農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見審議件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	30	29	72

キ 農地基本台帳登載申請件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	10	8	9

ク 農業振興地域整備計画変更に対する農業委員会の意見審議件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	3	2	5

ケ 非農地判断に係る審議件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	50	59	64
筆数(筆)	4,515	2,703	1,211
面積(m ²)	2,486,596	1,485,442	1,015,231

(3) 総会における報告件数

ア 農地法第3条の3第1項に係る届出件数
(相続等により農地を取得した場合の届出)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	85	85	103

イ 農地法第4条に係る届出件数
(市街化区域内の自分の農地を農地以外に転用する場合の届出)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	47	47	60
面積(m ²)	17,553	14,101	21,575

ウ 農地法第5条に係る届出件数
(市街化区域内の農地を農地以外に転用する目的で、売買・賃貸借等する場合の届出)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	72	128	77
面積(m ²)	30,648	23,045	29,371

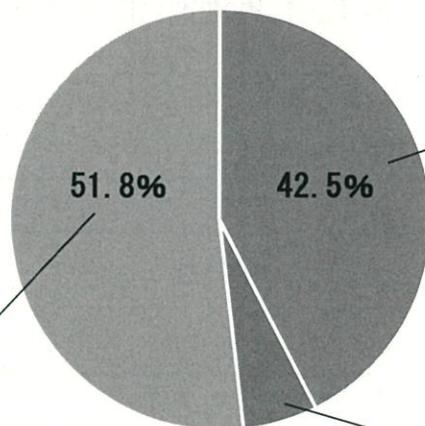
エ 非農地証明書交付願件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	24	3	0
面積(m ²)	25,468	644	0

(4) 管内農地 (平成31年3月31日現在)

管内農地	
面積	筆数
5,948.6 ha	153,882 筆

耕作中の農地	
面積	筆数
2,526.0 ha	57,059 筆



B分類 (山林化した農地)	
面積	筆数
3,084.2 ha	87,045 筆

A分類 (遊休農地)	
面積	筆数
338.4 ha	9,778 筆

※割合は、面積に対するもの

6 農地利用の最適化の推進

平成 27 年 8 月に農業委員会等に関する法律が一部改正され、農地利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の必須事務と位置付けられた。

(1) 担い手（認定農業者や認定新規就農者）への農地利用の集積・集約化

認定農業者や認定新規就農者が年度末時点で所有している農地面積

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
面積	221.8 ha	218.9 ha	210.1 ha

【令和元年度の活動計画】

- ・利用権設定の終期を迎える方に対して、農地中間管理事業の活用や利用権の再設定を促す。
- ・「人・農地プラン」における地域の中心となる経営体の掘り起こしや農地利用の集積・集約化のための調整活動に積極的に関与する。
- ・農地利用最適化アンケート調査結果をもとに、担い手への集積活動を推進する。
- ・利用集積や認定農業者制度について農委だより等で周知する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

年度末時点での遊休農地面積

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
面積	343.6 ha	339.4 ha	338.4 ha

【令和元年度の活動計画】

- ・農地中間管理事業が活用できる農地は同事業への誘導、活用できない農地は出し手と受け手のマッチングや保全管理の指導を行う。
- ・活かすべき農地の明確化のため、B 分類農地の非農地判断を的確に進める。
- ・地域の農地の状況把握を年間を通じて実施し、遊休農地の発生防止に努める。
- ・長崎市へ「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出を行う。

(3) 新規参入の促進

農地の権利移動を伴う新規参入の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規参入者数	22 経営体	18 経営体	19 経営体
新規参入者が取得した農地面積	5.5 ha	4.2 ha	4.0 ha

【令和元年度の活動計画】

- ・就農希望者や新規就農者への相談対応を行う。
- ・就農希望者や新規就農者の農地確保・拡大に向けて農地所有者等との調整を行う。
- ・就農後の定着や規模拡大などの支援を行う。